

# 児童手当制度改革のお知らせ

令和 6 年 10 月分(12 月支給分)から制度が拡充されます

## 制度改革(拡充)の内容

- (1) 支給対象児童の年齢が「高校生年代（18 歳到達後の最初の年度末まで）」に延長されます
- (2) 所得制限が撤廃され、所得に関係なく児童手当が受給できるようになります
- (3) 第 3 子以降の手当月額が月 3 万円に増額されます
- (4) 第 3 子以降加算のカウント対象が「大学生年代（22 歳到達後の最初の年度末まで）」に延長されます
- (5) 支給回数が年 6 回に変更されます（各前月までの 2 ヶ月分を偶数月に振込）

### ▶ 制度内容の比較

|                      | 改正前（令和 6 年 9 月分まで）                                                                                                 | 改正後（令和 6 年 10 月分以降）                                                                                             |
|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 支給対象                 | 中学校修了までの国内に住所を有する児童<br>（15 歳到達後の最初の年度末まで）                                                                          | 高校生年代までの国内に住所を有する児童<br>（18 歳到達後の最初の年度末まで）                                                                       |
| 所得制限                 | 所得制限限度額未満：児童手当<br>所得上限限度額未満：特例給付<br>所得上限限度額以上：支給対象外                                                                | なし                                                                                                              |
| 手当月額                 | ・ 3 歳未満：15,000 円<br>・ 3 歳から小学校修了まで<br>第 1 子・第 2 子：10,000 円<br>第 3 子以降：15,000 円<br>・ 中学生：10,000 円<br>・ 特例給付：5,000 円 | ・ 3 歳未満<br>第 1 子・第 2 子：15,000 円<br>第 3 子以降：30,000 円<br>・ 3 歳から高校生年代<br>第 1 子・第 2 子：10,000 円<br>第 3 子以降：30,000 円 |
| 第 3 子以降加算<br>のカウント対象 | 高校生年代まで<br>（18 歳到達後の最初の年度末まで）                                                                                      | 大学生年代まで<br>（22 歳到達後の最初の年度末まで）                                                                                   |
| 支払回数                 | 年 3 回（2 月・6 月・10 月）                                                                                                | 年 6 回（偶数月）                                                                                                      |

※高校生年代：平成 18 年 4 月 2 日から平成 21 年 4 月 1 日までに生まれた児童

※大学生年代：平成 14 年 4 月 2 日から平成 18 年 4 月 1 日までに生まれた子

### ▶ 第 3 子以降加算のカウント対象と月額（例）11 歳、14 歳、17 歳、20 歳、23 歳の子がいる場合

|       |                         |                         |                     |                |                |
|-------|-------------------------|-------------------------|---------------------|----------------|----------------|
| 制度改正後 | 月額30,000円<br>第4子        | 月額30,000円<br>第3子        | 月額10,000円<br>第2子    | 支給対象外<br>第1子   | カウント対象外        |
| 制度改正前 | 11歳<br>第3子<br>月額15,000円 | 14歳<br>第2子<br>月額10,000円 | 17歳<br>第1子<br>支給対象外 | 20歳<br>カウント対象外 | 23歳<br>カウント対象外 |

※大学生年代の子は、保護者に生計費等の経済的負担がある場合のみ第 3 子以降加算のカウント対象に含まれます。

## 制度改正による申請手続きが必要な方

### (1) 新規申請が必要な方（「認定請求書」の提出が必要な方）

- ・中学生以下の児童はいないが、高校生年代の児童を養育している方
- ・所得が所得上限限度額を超えたため、児童手当・特例給付の支給対象外となっている方

### (2) 増額申請が必要な方（「額改定請求書」の提出が必要な方）

- ・現在児童手当を受給していて、過去に香美町で児童手当を受給したことがない（第3子以降加算のカウント対象に登録されていない）高校生年代の児童を養育している方

### (3) 「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要な方

- ・保護者に生計費等の経済的負担がある大学生年代の子がいて、高校生年代までの児童と大学生年代の子を合わせて3人以上養育している方（経済的負担とは、学費や家賃、食費など生活費の一部を保護者が負っている状況をいい、仕送り等も含みます。）  
※お子様が進学のため別居している場合や就職している場合も、保護者に経済的負担があれば対象となります。

## 制度改正による申請手続きが不要な方

- ・中学生以下の児童のみを養育していて、現在児童手当または特例給付を受給している方
- ・過去に香美町で児童手当を受給していた高校生年代の児童を養育していて、その下に中学生以下の弟妹がいるため現在も児童手当または特例給付を受給している方
- ・現在児童手当または特例給付を受給していて大学生年代の子もいるが、高校生年代までの児童と大学生年代の子の合計人数が3人に満たない方

## 申請方法

香美町に住民登録があり申請手続きが必要と思われる方には、9月6日(金)に申請案内を発送しています。必ず内容をご確認いただき、申請手続きが必要な場合は申請書類等を窓口へご提出ください。申請手続きが必要な方で申請案内がお手元に届いていない場合は、下記担当課へお問い合わせください。※公務員の方は勤務先での受給となりますので、勤務先にお問い合わせください。

## 申請期限

### 令和6年10月31日(木)まで

期限までに申請がない場合は、令和6年12月の支給に間に合わない場合があります。

期限を過ぎても令和7年3月31日(月)までに申請があれば、令和6年10月分に遡って支給します。

※令和7年4月以降の申請については、申請月の翌月分からの支給となり、手当を受け取れない期間が発生します。

## お問い合わせ・申請窓口

|             |                      |
|-------------|----------------------|
| 香美町役場 福祉課   | TEL 0796-36-1964（直通） |
| 村岡地域局 健康福祉係 | TEL 0796-94-0321     |
| 小代地域局 健康福祉係 | TEL 0796-97-3111     |